平成 28 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 議事概要 日 時 平成 28 年 5 月 27 日 (金) 午前 10 時~11 時 20 分 場 所 議会棟 2 階 第 4 委員会室 出席者 八木会長、茨木委員、辻委員、森川委員、小畑委員、安尾委員

1. 開会 (10:00)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。 本日の傍聴希望者2名の旨、事務局より報告。 <傍聴者入場>

3. 議事

(1)協議事項

- ①景観計画の策定について
 - ・景観計画の構成
 - ・景観計画において定める届出対象行為および景観形成基準の方向性 事務局より資料1及び2に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【会長】

・「住宅環境」とは、どのような意味で使っているのか。「商業地・工業地空間」のような「空間」と「環境」の使い分けは、どのようにしているのか。

【事務局】

・都市景観形成基本計画を踏襲して用語は使用している。

【委員】

- ・「空間の形成」と「環境の整備」という言葉が混在しており、違和感がある。「空間の整備」では、おかしいのか。
- ・「空間の形成」よりも「環境の整備」のほうが、範囲が広がってしまう可能性があるように思われる。「空間の形成」も範囲が広いように思われるが。

【事務局】

・用語の使い分けについて、もう一度精査する。

【会長】

・資料2の「強化の方向性」で「届出対象規模(高さ)を拡大」、「彩度を強化」について、「届出対象の規模を拡大するため、対象となる高さの数値を下げる」、「彩度の規制を強化する」という説明があったが、混乱しないような表現をすべきである。

【委員】

・色彩の基準について、なぜ、明度の基準がないのか。 白や黒の色は、影響が大きく、 明度は色彩の大きなファクターであると思われるため、ぜひ、取り組んでほしい。

【事務局】

・現状は明度の基準は設けていないが、他市の状況や現況調査の結果を踏まえ、明度の基準を設定することも検討したい。

【委員】

・色彩の基準について、この基準外の色彩は一部の使用も不可能か。

【事務局】

・一部であればアクセントカラーとして、基準外の色彩の使用は可能である。

【委員】

・色彩だけでなく、材料も重要な要素であると思われる。

【事務局】

・現在、市内一律の基準で誘導しているため、市内全域で材料の基準まで設けるのは難しい。

【委員】

・同じ色でも塗料の質感によって、見え方が変わる。質感は大事である。

【事務局】

・基準を運用する事務局としては、明確に判断できる定性的な基準でないと運用が難しいため、質感を基準に設けるのは厳しい。

【委員】

・「これが望ましい」という行政指導があってもいいと思われる。

【委員】

・色彩基準は建物の修繕も対象となるのか。

【事務局】

・建築基準法に規定する「大規模の修繕、模様替え」や、それらに該当しない「外観の色彩の変更」も対象である。

【委員】

・修繕とは「もとに戻す」ことであるが、色は退色するため、当初の色とは異なっており、退色前の色に戻すと鮮やかなものになることがあり、これがトラブルにつながることがある。

【事務局】

・修繕の傾向としては、当初の色はわからないことが多いため、今の色と同じ色に塗り 直せば「外観の色彩の変更」には該当しないと判断している。

【委員】

- ・設計者はいろんな色のいくつかの案をクライアントに提示するが、基本はもとの色に戻すか、現状の色に合わせるかになるが、そのあたりも考えて、指導をすべきである。
- ・公共施設の整備については、「公共事業=税金・コスト」と捉えられ、構造的合理性や景観的優位性を考慮するとコストがひっかかってくる。このとき、どのようにコストの必要性を根拠づけるかが求められる。
- ・景観を重視するとコストが上がり、認められないことが多いが、そのときに景観審議会やアドバイス会議で意見しても実現されない。システムを作らないとアドバイスしても「絵に描いた餅」となる。体制や制度を市全体として考えていくことが必要である。

・「2-6公共施設の整備および景観重要公共施設の位置付けの方針」で書かれているように景観の方針から始めることはいいことであるが、実現するためには、環境の整備が必要である。

【事務局】

・公共施設のコストについては、所管部署や首長の考え方によるが、公共施設に関する 景観ガイドラインも策定しているため、これによって、庁内に意識づけや土壌づくりを 進め、首長の理解もしてもらいたいと考えている。

【委員】

・公共施設の整備に関する庁内の景観協議について、明石方式を作ってほしい。

【事務局】

・中心市街地活性化の取組の中でも、路地を修景舗装している。それに伴い路地の沿道で景観づくりが進むことが望ましい。このように、公共施設でも、予算の範囲内でどういうことができるか工夫して取り組んでいる。

【委員】

・路地のような小さい範囲であってもディスカッションしながら進めていけば、将来的 には、大きなインフラ整備おいて成果を発揮することが期待できる。

【事務局】

- ・国や県とのグレードアップ協議でもコストの確保が問題となる。
- ・最近、整備する道路は落ち着いたものが多く、ガイドラインがあると上層部とも話がしやすくなる。

【委員】

- まちは個性がないとおもしろくない。
- ・優れたデザイナーによりデザインされた人の目を引くものも必要である。

【会長】

・「4-1景観重要建造物の指定の方針」に「所有者の意見を聴いたうえで」とあるがこれは何の同意か。

【事務局】

・景観重要建造物に位置付けることの同意である。景観重要建造物に位置付けると外観の改修に対し規制がかかるため、そのことにご理解といただかないといけない。

【会長】

・市条例により指定している都市景観重要建築物を景観重要建造物にすることも考えているのか。

【事務局】

・市指定の都市景観重要建築物はほとんどが個人住宅であるため、景観重要建造物に指定し、強制的な規制をかけることは難しいと思われる。市所有である中崎公会堂は景観重要建造物に格上げすることは考えられる。

【会長】

・景観計画に公共施設の整備に関する方針を記載することで、公共施設の整備にかかる景観的配慮をしてもらいやすくなるということか。

【委員】

・形式的なデザイン協議は、誰も得しない。景観重要公共施設の位置付けによって、メリハリをつけることも考えられる。なんでもかんでもお金をかけることができないため、その仕組みを活用し、市民に対しても十分にPR することが必要である。

【委員】

・その話は予算などが関わるため、景観計画の中だけに留まらないことであり、難しい 話だが、がんばってほしい。

【事務局】

- ・公共施設のガイドラインを活用するために、公共施設の管理者による会議を立ち上げたいと考えている。この会議で改修する物件を把握し、必要なものについては景観協議を行いたい。
- ・現在は、任意ではあるが、担当者間で協議を行っている事例もある。

【委員】

・景観重要建造物の方針は景観計画で定めているが、別途、指定についての要綱などは作るのか。

【事務局】

・作る予定である。

【委員】

・県条例は明石市ではどのような取り扱いになるのか。

【事務局】

・自主条例を持っている市は一部の用途を除いて県条例の適用除外となる。

【会長】

・災害復興支援において、法に基づき指定されているものは国の復旧支援が出た。法に 基づくものと条例に基づくもので、このような差が出ることもあるため、法に基づく景 観重要建造物と条例に基づく都市景観重要建築物の使い分けについて、検討する際に考 慮してほしい。

【委員】

・国の補助が出ても、通常の維持管理のコストは上がることも考えられる。歴史的、文 化的価値により、コストが上がることを理解いただく必要がある。

【会長】

・今回の景観計画策定時に新たな景観重点地区も含め一括審議とする予定はないのか。

【事務局】

・都市景観形成地区である「大久保駅南地区」以外の新たに位置付ける景観重点地区は、 今回の策定時に位置付ける予定はない。

【会長】

・これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員においては、長時間にわたる審 議、ご協力に感謝する。

4. 閉会 (11:20)